

# 「新しい公共」の今後の在り方についての考察

-今後の砂防ボランティア団体について-

財団法人砂防フロンティア整備推進機構  
森俊勇、坂口哲夫、渡部文人、○綿谷真一

## 1 はじめに

「新しい公共」とは公共サービスを市民自身やNPOが主体となり提供する社会、現象、または考え方である。政府の国家戦略の一つの柱として位置づけられ、その重要性がクローズアップされてきており、「新しい公共」の推進に向けた取り組みが行われているところである。

また、「ボランティア活動」とは、一般に自発(自主)性、無償(無給)性、利他(社会、公共、公益)性、先駆(先見、創造、開拓)性に基づく活動とされ、我が国においては、1995年の阪神・淡路大震災のとき全国から多数のボランティアが被災地において活躍したことから、平成7年はボランティア元年と呼ばれ、当該震災の日(1月17日)を「防災とボランティアの日」としている。平成10年には、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的に、特定非営利活動促進法(いわゆる「NPO法」)が制定された。

本稿においては、こうした政府の取り組みを背景とした我が国における「新しい公共」の現状と課題を踏まえ、砂防関係ボランティア団体等の活動の現状等を把握し、その課題を抽出するとともに、今後の砂防分野におけるボランティア団体の在り方について考察する。

## 2 「新しい公共」に関する最近の日本政府の取り組み

政府は、「新しい公共」という考え方やその展望を市民、企業、行政など広く浸透させるとともに、これからの日本社会の目指すべき方向性やそれを実現させる制度・政策の在り方などについて議論を行うことを目的として、「新しい公共」円卓会議を2010年1月に設置し、同年6月「新しい公共」宣言をとりまとめた。また、基盤を支える制度整備、基金の設置等によるソーシャルキャピタル育成に対する投資や支援、社会的活動を担う人材育成、教育の充実等を内容とする「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応」をとりまとめた。

さらに、政府は、上記会議における提案と制度化等に向けた政府の対応のフォローアップ及びその結果を踏まえた提案、「新しい公共」と行政の関係の在り方、住民同士の支え合いのネットワークづくりその他の事項に関する検討等を行うため、平成22年10月に「新しい公共」推進会議を設置し、その中に、政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会や情報開示・発信基盤に関するワーキング・グループを設け、様々な検討を行っている。

政府は、平成22年度補正予算、平成23年度予算・税制改正案においても、両会議における議論を踏まえ、所要の措置を講じている。

## 3 我が国における「新しい公共」の現状と課題

「新しい公共」とは、最近になってはじめて提示された考え方ではない。これは、古くからの日本の地域や民間の中にあっただが、特に、明治以降の近代国民国家の形成過程で「公共」＝「官」という意識が強まり中央政府に決定権や財源などの資源が集中するとともに、社会環境が変化し、今や失われつつある「公共」を現代にふさわしい形で再編集し、人や地域の絆を作り直すことにほかならないといえる。いいかえれば、社会問題への対応はこれまでとすると「政府か市場に任せる」ということだったが、今後は、それに加えて当事者がそれぞれの役割でかかわることで課題を解決するという「コミュニティ・ソリューション」を促進することが重要である。

「新しい公共」に係る今後の課題として、①「活動」と「評価」のプロセスの充実、②活動基盤の整備(情報開示・発信、活動資金、税制面での優遇)、③行政との連携(役割分担、人的交流、公契約・協約)、④企業との在り方(企業の社会貢献活動、企業に対する評価、人的交流)、⑤市民・企業・行政スキームの在り方等が考えられる。

#### 4 砂防分野における「新しい公共」の現状と課題

1995年に起こった阪神・淡路大震災では、砂防分野においても全国より約350名の砂防関係技術者が被災地を訪れ、1,100箇所以上の土砂災害危険箇所について現地調査を行い、二次災害防止に大きな役割を果たした。組織的に行われた砂防分野のボランティア活動は、これが嚆矢と言われている。平成8年4月以降には、各都道府県単位の「砂防ボランティア協会」が設立され、平成9年6月には、それら団体間の相互連絡・情報交換等を目的に砂防ボランティア全国連絡協議会も発足し、平成22年5月現在では、直轄砂防事務所関係者や砂防支援者等関係者からなる協会も含めて、計67団体(17団体がNPO法人化)となり、各団体の会員総数は5,142人となっている。砂防ボランティア活動は、国土交通省防災業務計画にも明確に位置づけられ、災害時における、「斜面判定士」を中心とした緊急点検はもちろんのこと、平常時においても、土砂災害危険箇所等の点検、土砂災害防止に関する知識の普及・啓蒙等を行っている。

しかし、その一方で、各団体は、①行政との役割分担、②活動を支える資金の確保、③会員の高齢化や人材の確保等の課題を抱えている。

#### 5 今後の砂防ボランティア団体の在り方について

上記4の課題の対応策として、まず第一に、すでに、いくつかのボランティア団体が行政との間に災害協定を締結しているが、行政側がボランティアの位置付けどのようにしていくかが大きなポイントとなる。行政との対等的位置付けを目指すか、副次的位置付けを目指すかで団体の在り方が大きく変わり、対等的位置付けを目指すということであれば、制度的に更なる充実を図っていく必要がある。

第二には、活動の充実を図るため、財政的基盤の充実を図ることが重要である。それにはまず、国・県等の公的機関・団体からの支援の充実を図るとともに、団体のNPO法人化(現在17団体がNPO法人化)等を図り、公契約の主体となりうる団体となるべきである。しかしながら、公的機関との業務に関する契約があまり進捗していないのが実態であり、各ボランティア団体が国・県等の発注業務に関して公契約を結びやすくする制度の充実が必要である。

第三には、会員の門戸をより幅広く開くことが重要である。ボランティア活動には、高度の専門性が求められることから、現在、砂防関係技術者の公務員等OBの方が中心になっているが、例えば、国・地方公務員ともに、また企業によってはボランティア休暇の取得が認められており、現職の砂防関係技術者に対してよりその門戸を開くことが重要である。また、大規模・同時多発的土砂災害に対して、各地域の団体の会員が被災地における活動に携われるような全国的な枠組みを充実させていくことも重要であると考えられる。

第四には、全国的組織の充実が必要である。現在、砂防ボランティア全国連絡協議会が、会員団体間の相互連絡・情報交換等を行い、その役割を担っているところであるが、今後はその機能の更なる充実を図っていくことが必要である。

#### 6 終わりに

本年3月11日には、我が国災害史上、マグニチュード9.0という例を見ない規模の東北地方太平洋沖地震による東日本大震災が起こり、未曾有の大被害がもたらされたが、既に全国各地から多数のボランティアが被災地に駆けつけ、多大な活躍をしている。こうしたボランティア活動における最新の動向を踏まえ、今後の「新しい公共」の進むべき方向性について、考察していきたい。

最後に、謹んで東日本大震災による被害でお亡くなりになられた方々に心からご冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方々、大事な人を亡くされた方々に心よりお見舞いとお悔やみを申し上げます。

(参考) 内閣府ホームページ、砂防ボランティア全国連絡協議会ホームページ